

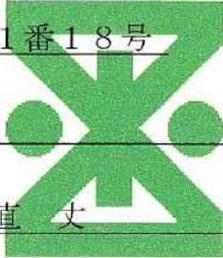
コピー厳禁

一般廃棄物収集運搬業許可証

兵庫県尼崎市西川1丁目1番18号

株式会社 飯 尾

代表取締役 飯 尾 直 丈



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、
次のとおり一般廃棄物処理業の許可を受けたものであることを証する。

尼崎市長 稲 村 和 美



許可年月日及び番号	令和2年4月1日 尼崎市指令（尼資源）第8号
事業の範囲	業 種
	一般廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない）
	取扱廃棄物の種類
	ごみ 以上1種類
営業所の所在地及び名称	兵庫県尼崎市西川1丁目1番18号 株式会社 飯 尾
許可の期限	令和4年3月31日
許可の条件	なし

コピー厳禁

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市西川一丁目1番18号

名 称 株式会社 飯尾

代 表 者 代表取締役 飯尾 直丈



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市長 稲村 和美



許 可 の 年 月 日 令和 2 年 5 月 23 日

許 可 の 有 効 期 限 令和 7 年 5 月 22 日

1. 事業の範囲

(1) 収集運搬業（積替え・保管を含まない）

取扱産業廃棄物の種類（以下、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

- ①燃え殻
 - ②汚泥
 - ③廃油
 - ④廃酸
 - ⑤廃アルカリ
 - ⑥廃プラスチック類
 - ⑦紙くず
 - ⑧木くず
 - ⑨繊維くず
 - ⑩動物又は植物に係る固形状の不要物
 - ⑪ゴムくず
 - ⑫金属くず
 - ⑬ガラスくず・コンクリートくず（工作物の除去等を除く。）及び陶磁器くず
 - ⑭鉱さい
 - ⑮工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- 以上 15 種類（①②④⑤⑭は、水銀含有ばいじん等を含む。）（⑥⑬⑮は、石綿含有産業廃棄物を含む。）

(2) 収集運搬業（積替え・保管を含む）

取扱産業廃棄物の種類（①⑥⑦は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

- ①廃プラスチック類
 - ②紙くず
 - ③木くず
 - ④繊維くず
 - ⑤ゴムくず
 - ⑥金属くず
 - ⑦ガラスくず・コンクリートくず（工作物の除去等を除く。）及び陶磁器くず
 - ⑧工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- 以上 8 種類

（裏面に続く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	尼崎市西川1-1-28, 30	
面積	198.72m ²	
種類	保管上限	積み上げることができる高さ
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の除去等を除く。）及び陶磁器くず、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	190.82m ²	屋内保管
金属くず	33.27m ²	屋内保管
廃プラスチック類(*)、金属くず(*)、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の除去等を除く。）及び陶磁器くず(*)	3.0m ²	容器保管

注) (*)は、水銀使用製品産業廃棄物に限る。

3. 許可の条件

- (1) 当該産業廃棄物の運搬先については事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。
- (2) 保管施設の維持管理を適切に行い、当該産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。
- (3) 当該保管施設を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 12 年 5 月 23 日	新規許可	平成 27 年 5 月 23 日	更新許可
平成 20 年 4 月 8 日	変更許可	令和 2 年 5 月 23 日	更新許可
平成 22 年 5 月 23 日	更新許可		

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

以上



コピー厳禁

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市西川一丁目1番18号
氏 名 株式会社飯尾
代表取締役 飯尾 直丈

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸 敏三



許可の年月日 平成28年12月14日

許可の有効年月日 平成33年12月13日

1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

1. 汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)
2. 廃油
3. 廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)
4. 廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)
5. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)
6. 紙くず
7. 木くず
8. 繊維くず
9. 動植物性残さ
10. 動物系固形不要物
11. ゴムくず
12. 金属くず
13. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)
14. 鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く)
15. がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)
16. ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く)

以上 16 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

- 平成13年12月14日 新規許可
平成18年12月14日 更新許可
平成22年1月13日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)
平成23年12月14日 更新許可
平成24年2月2日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)
平成28年12月14日 更新許可

4. 積替え許可の有無 有
尼崎市 第 7112-069310 号

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

平成30年9月26日 変更届により書換え

コピー厳禁



許可番号 第 02853069310 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市西川一丁目1番18号

氏 名 株式会社飯尾
代表取締役 飯尾 直丈

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸 敏三



許可の年月日 令和2年1月15日

許可の有効年月日 令和7年1月14日

1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱特別管理産業廃棄物の種類

1. 廃油
2. 廃酸
3. 廃アルカリ
4. 感染性産業廃棄物

以上4種類

2. 許可の条件

当該特別管理産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成27年1月15日 新規許可

令和2年1月15日 更新許可

4. 積替え許可の有無

有

尼崎市 第 7112-069310 号

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

コピー厳禁

許可番号 第02750069310号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県尼崎市西川一丁目1番18号

氏名 株式会社飯尾
代表取締役 飯尾 直丈

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和元年12月24日

許可の有効年月日 令和6年12月23日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

- 1 廃油
 - 2 廃酸
 - 3 廃アルカリ
 - 4 感染性産業廃棄物
- 以上4種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成26年12月24日 当初許可

令和2年1月8日 更新許可

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

特管

コピー厳禁

許可番号 第02700069310号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市西川一丁目1番18号

氏 名 株式会社飯尾
代表取締役 飯尾 直丈

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 松井 一郎



許可の年月日 平成29年3月20日

許可の有効年月日 平成34年3月19日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 汚泥
- 2 廃油
- 3 廃酸
- 4 廃アルカリ
- 5 廃プラスチック類
- 6 紙くず
- 7 木くず
- 8 繊維くず
- 9 動植物性残渣
- 10 動物系固形不要物
- 11 ゴムくず
- 12 金属くず
- 13 ガラスくず
- 14 鉱さい
- 15 がれき類
- 16 ばいじん

石綿含有産業廃棄物を含む

以上16種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成14年3月20日 当初許可

平成29年2月28日 更新許可

平成30年9月27日 書換交付

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白